

第109号

年2回発行

取手市農業委員会会報

令和5年6月発行

編集 取手市農業委員会（会報委員会）
取手市藤代700番地 TEL 74-2141（代） FAX 82-6450

土からの創造
生産・意欲・希望



記事案内



- ・農地の適正管理のお願い
- ・農業用水路（小用水路・排水路）の管理について
- ・取手市農業公社よりお知らせ
- ・2頁
- ・担い手農地利用集積促進事業補助金の改正
- ・水田活用直接支払交付金の単価の見直しについて
- ・3頁
- ・お知らせ
- ・農業用臨時雇標準賃金・賃借料情報
- ・4頁
- ・農業者年金・農業者年金現況届
- ・全国農業新聞・安全な機械操作を
- ・野焼き
- ・5頁
- ・農業用使用済みプラスチックの回収
- ・認定農業者、就農支援について
- ・6頁
- ・編集後記

農地の適正管理のお願い

農地は、食の生産基盤であり、また、環境の保全などの多面的な機能を有しており、地域の貴重な財産であります。

しかし、近年耕作者の高齢化に伴い、耕作を依頼する方や不耕作になる農地が多くなってきております。



耕作されないと雑草や雑木などが繁茂し、病害虫の発生源となり、周辺農地や近隣住民の方に大変迷惑を及ぼすこととなります。

(最近、遊休農地における草刈依頼の苦情が、非常に多くなっております。)

農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力と作業時間が必要となりますので、農地の所有者は、耕起や草刈り等を行い適正な農地管理をお願いいたします。

農業用水路（小用水路・排水路）の管理について

小用水路や排水施設の維持管理（草刈り、泥上げ）については、田の所有者又は耕作者（借人）のみなさまのご協力により、維持管理されております。利用するみなさまが、より良い環境の中で利用できるよう、適切な維持管理にご協力ください。



年に1回、秋から冬にたまつた枯葉や沈殿した土砂を取り除き、田を清流で潤しましょう。

取手市農業公社からのお知らせ

（一財）取手市農業公社では、来春（令和6年）の代かき、田植えを請け負いますので、どうぞご利用ください。

申込締切 令和5年7月31日（月）

請負時期：5月連休後

料金（10a）：代かき 8,580円（税込）

田植え 9,350円（税込） ※ 苗代は含みません
なお、圃場の状況により、お断りすることもございます。

【お問い合わせ先】取手市農業公社（取手市役所 藤代庁舎1階）

☎ 74-2141（代）内線2170・2110



担い手農地利用集積促進事業補助金が改正になります

令和6年度（来年度）より、取手市認定農業者等支援事業補助金交付要綱が一部改正されます。

改正概要

- 認定農業者が、農業委員会を通して農地の集積を行った際の補助金は、集積してから5年間継続して耕作した農地を対象として、生産者に交付します。
- 農地を集積した際の単価の見直し

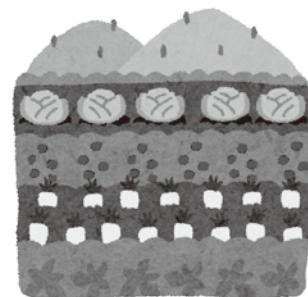
令和5年度まで 田21,000円／10a

令和6年度より 田14,000円／10a

詳細は、市のホームページ及び農協の広報誌でお知らせします。

【お問い合わせ先】取手市役所農政課

☎74-2141（代）内線2111



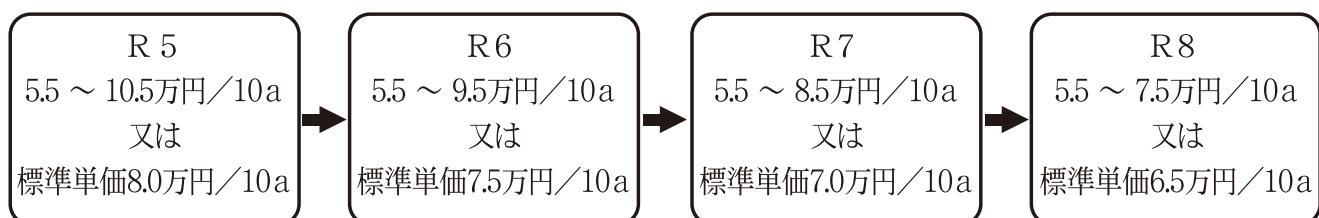
～飼料用米で転作をされている皆様へお知らせ～

飼料用米の生産販売による国の「水田活用直接支払交付金」単価の見直しについて

飼料用米の生産販売による国の「水田活用直接支払交付金」の単価が、令和6年度（来年度）から、下記のとおり見直しになる予定です。ご注意ください。

一般品種（コシヒカリ、あきたこまちなど）

令和6年度～8年度の3年間にかけて、標準単価80,000円／10aが、毎年5,000円／10aずつ段階的に引き下げになります。



多収品種（夢あおば、月の光など）

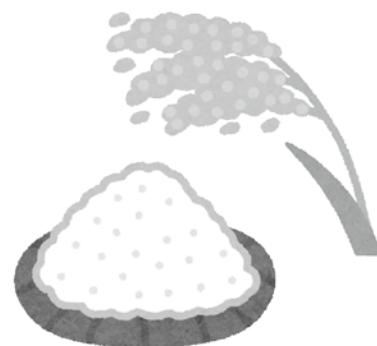
多収品種で生産販売する場合は、助成単価に変更はありません。

【お問い合わせ先】取手市役所 農政課

☎74-2141（代）内線2111

取手市農業再生協議会（つくばみらい市中平柳）

☎0297-58-5747



お知らせ

令和5年度取手市農作業臨時雇標準賃金

作業別請負料金（10a 当り）

作業別		賃金	
田耕起		4,000円	
畔塗り		100m	3,500円
水田代かき		7,400円	
田植 機	請負者苗持ち	20,000円～22,000円	
	委託者苗持ち	8,000円	
稲刈	コンバイン	18,000円～26,000円 倒伏・圃場等の条件による	
乾燥調整(糀すり含む)		60kg当たり 1,800円	
稲刈りから乾燥・調整(糀すり含む)まで		35,000円～	
育苗(硬化苗)	1箱当たり	810円	
畑耕起	トラクター	5,000円	
草刈り	トラクター等	10,000円	

(燃料代は、請負者負担)

※この農作業等賃金はあくまでも標準額ですので、圃場条件、作業条件など適宜、当事者間で相談のうえ、決定してください。農家各位の目安として活用され、農作業に支障のないようご利用願います。

賃借料情報

令和2年1月から令和4年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりとなっております。

1. 田(水稻)の部

(10a当たり・円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	13,200	28,056	6,341	452

参考:物納 1俵～1.5俵／10a当たり

1. 畑(普通畑)の部

(10a当たり・円)

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
取手市全域	11,400	29,000	7,014	33



農業者年金に加入しよう

新農業者年金は、加入者数や受給者数に左右されず、又、現役の加入者の保険料に依存しない積立方式です。老後の生活の安定のため、新農業者年金への加入をお勧めします。

加入要件は…

1. 年齢要件…60歳未満

※令和4年5月から、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できるようになりました。

2. 国民年金の要件…第1号被保険者

(但し、保険料免除者でないこと)

3. 農業上の要件…年間60日以上、農業に従事する者

以上、3つの要件を満たせば誰でも加入することができます。

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。



農業者年金現況届 忘れずに提出を！

毎年五月末頃、受給者に送付される現況届を、六月三十日までに農業委員会に提出してください。

現況届の提出を忘れると、農業者年金が差し止められます。

【提出先】

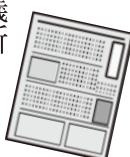
取手市農業委員会事務局
(藤代庁舎内)



全国農業新聞

を購読しましょ

農業者の目線にあつた分かりやすい紙面・週刊紙として、タイムリーなテーマを踏まえた記事を中心に、経営や暮らしに役立つ情報を提供します。



◇発行日 毎週金曜日

◇購読料 月700円

◇申込先 農業委員会事務局
全国農業会議所

皆さんの
ご協力を
お願い
いたします。



農地での焼却には十分な 注意をお願いします。

近年、農地での作業に伴う焼却による煙や、悪臭に対する苦情が多く寄せられています。

特に住宅地周辺では、煙などによる体調不良や洗濯物などへ影響を与えることもあります。できるだけ堆肥化したり鋤き込みするなり対処しましょう。

安全な機械操作を

農耕トラクター、コンバイン、田植機などで、小型特殊自動車規格以外は、大型特殊免許が必要となります。大型特殊免許をお持ちでない方が、公道を運転すると無免許運転となりますのでご注意ください。(所有する農業機械で大型特殊免許が必要かどうかは、購入された販売店でご確認ください。)

また、農機による事故は、ハンドルやブレーキ操作ミスによるものが多くなっています。圃場・道路状況に応じた、確実な運転を行いましょう。



令和5年度農業用使用済みプラスチックの回収について

令和5年度の農業用使用済みプラスチック（ハウス被覆材・苗箱・肥料袋など）の回収を、下記のとおり予定しておりますのでお知らせいたします。

お申し込み方法等詳細は、広報とりで及びJA茨城みなみの回覧などに掲載されますのでご確認ください。

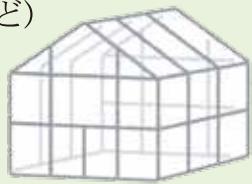
1. 回収日

令和5年10月26日（木）午前9時30分～午後3時（予定）

農業用ポリエチレン（ハウス等被覆用ポリ・肥料袋、水稻育苗箱など）

農業用ビニール（ハウス等被覆用農ビ）

※ 緑マルチは回収不可



2. 回収場所

JJA茨城みなみ グリーンパレスふじしろ駐車場（取手市毛有111番地）

3. 料金

回収処理料金は有料となります。詳細は、10月の広報とりでによりお知らせします。

4. お問い合わせ先

取手市役所 農政課 ☎ 74-2141（代）内線2112

認定農業者になりましょう

認定農業者とは、農業改善に取り組むやる気のある農業者が『農業経営改善計画』を作成し、その計画を市町村が認定する制度です。

また、新たに農業を始めたい方の相談も随時受け付けています。



【お問い合わせ先】

取手市役所 農政課 ☎ 74-2141（代）内線2111

新型コロナウイルスの発生から、三年が経ちました。政府は、新型コロナウイルスの感染法上の分類を、季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げ、これまでの対策と大きく変わりました。感染に留意して行動をしたいものです。

また、農地法の改正に伴い、七十年間守られてきた耕作農地の取得要件の下限面積が廃止され、とても大きく変更されました。

取手市内においても、農業の一次産業が、食品加工・流通販売する営業形態の六次産業が始まっています。このような変化も取手市に現れています。農業を取りまく情勢は、良い状況とは言えません。この大きな変化を踏まえて、農業のあり方の再構築を問われているように思います。

会報委員 山崎 守

編 集 後 記